

令和6年第3回三島町議会9月定例会会議録

招集年月日 令和6年8月13日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和6年9月9日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	小柴 謙
特命担当課長	渡邊 浩	町民課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	会計管理者	菅家 直人
地域政策課長	舟木 孝治	生涯学習課長	五十嵐 義幸

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	星 保弘
--------	------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎議案第45号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第1、議案第44号、三島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 全員協議会での説明がありまして、マイナンバーカードを所持していない場合には、資格証明書を町のほうで出すっていうような話がありました。それで、お聞きしたいのは、資格証明書に関する条例というのはないわけですね。

○議長 町民課長。

○町民課長 資格証明書の条例はあります。中に入っております。

○議長 よろしいですか。五十嵐健二議員。

○8番 すみません。資格証明書の条例に書いてある内容を、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 資格証明書等につきましては、あくまでも、私たちの町の被保険者証の保険者であるということでの資格の期日。何月何日から何月何日までの保険者証というのを表記されたものでございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 それで、高齢者から言わせていただければ、非常に使いにくいっていうマイナンバーカードが、それでマイナンバーカード、まだ取得してない方も結構いらっしゃると思うんですけども、そういった場合に資格証明書を町のほうでつくっていただいて、これ、1年ですよね。期間。その1年後に、また資格証明書を発行していただくっていうことは可能なんですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 マイナンバーカードは、あくまでも今のところ任意で行うものでございます。よって、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナンバーカードを使いづらいという高齢者等につきましては、その都度その都度資格証明書を出すという方法で考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そうすれば、マイナンバーカードをどうしても取らなきゃなんないっていうよう

な形ではなくて、高齢者にとって使いやすいような、どちらかを判断していただいて使っていただくような形を取るっていうことでよろしいわけですね。

○議長 町民課長。

○町民課長 今のところ、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 この改定の中で、虚偽の届出っていうふうな文言が出てくるんですけども、その虚偽の届出っていうのはどういった内容なのか。教えていただきたい。

○議長 町民課長。

○町民課長 虚偽の届けといいますのは、例えば社会保険に入っているのかかわらず、三島町の国民健康保険の取得をしたという場合に対しての、そういった場合につきましては虚偽という形になりまして、これは悪質な行為で行ったものに対しての過料を発生するというものでございます。

○議長 ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第44号、三島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第2、議案第45号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第45号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第3、議案第46号、令和6年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番大竹克昌議員。

○6番 歳出の生活工芸振興費ということで、アカデミー受講生の生活費ということで24万9,000円上がっていますが、この間の説明では、女性受講生を教員住宅、居住をしたためということでありましたが、これについて、もう1回説明をお願いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今回補正で計上しました生活工芸アカデミー住戸借り上げ料24万9,000円についてですが、今回、7月9日付でアカデミーの開校式を行いました。その中で男性1名、女性1名が今回アカデミー生として入りまして、男性1名浅岐のアカデミー住宅に入りまして、女性1名が今回教員住宅のほうに入居したところになります。男性のほうは町所有なのでお金はかからないんですけども、女性のほうは教員住宅ということで、入居料24万9,000円、7月から3月までの入居料を今回、補正として計上したというところになります。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 このアカデミー生の事業が始まったときに、編み組だけではなくて地区の方々と一緒に居住をし、いろんな農作業をし、そういった方向でもいろいろ勉強してもらおうという一番最初の目標があったと思うんですけども、そこからその当時は女の人だけが入ったと思われたんですけども、そのために町の予算を組んで、空き家を改装し、入ってもらった、そういった経緯がございました。そのあとに今度は男性の方が入り、もう1軒五十嵐宅をお借りして男性が入ってもらって、2つあったわけですけども、今回、五十嵐宅をお借りして男性を入れて、今のところに女性を入れるという考えというか、そういうのはなかったのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 以前、浅岐にある空き家、個人所有の空き家を借りて、男性の方にお貸ししたということもあるんですけども、その空き家はもう既に今、入っている方がいらっしゃるの、実質的に個人所有の宅は使えないっていう状況になったために、今回教員住宅という選択に至ったところです。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 その点については理解しました。それで、もう最初のアカデミー生のこの事業を始めるときの目標。地元の人と接して、いろんなことをやってもらうというのは念頭にあったと思われま。そういったところを組みますと、24万9,000円を払ってこの教員住宅

に入れるという方向ではなくて、町全体、空き家はたくさんあります。使えるか使えないかは少し微妙なところがありますが、地域の活性化のためにも、そういうところに入ってもらって、最初の目標どおりに動かしていくのが、本当ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 大竹議員の考えはまさしくそのとおりだと思います。ただ、一方で地区によっては、アカデミー生の受入れもしくはその空き家の存在、空き家を仮に町で整備したとして、今後、その空き家も継続的に使われるかどうか、そういったもろもろの総合的な事業運営も必要になってくるかと思います。今回については、たまたま男性、女性となり、急な対応が必要だったので、教員住宅という選択に至ったところです。今後、各地区へのアカデミー生への展開、これも引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。8番五十嵐健二議員。

○8番 歳出のほうの財産管理費で工事請負費、旧宮下中の寄宿舍解体532万4,000円というのは、一般的に考えると非常に安いような感じもするんですけど、産廃のほうもかかりますし、これは間違いなくこの金額でやっていただけるのでしょうか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほどちょっとすみません。説明不足でしたが、当初予算で一旦工事費は取ってあります。ただ、実施設計をしてからということではなかなか古い建物でしたので、アスベストであったり、ダイオキシンだったりいろんな部分が出てくるかもしれないということで、詳細調査をしてから、工事費確定というところであったんですが、当初予算よりやはりちょっと予算がオーバーした部分がありますので、今回補正に上げさせていただいて、この金額でやるわけではなくて、当初予算にプラスしてこの金額をして、これから解体の発注をかけたいなと思っております。

○議長 ほかに質疑ございませんか。6番大竹克昌議員。

○6番 歳出の衛生費でございますが、需用費、光熱水費ということで、宮下病院に設置したコロナワクチン保管機電気料について、福島県の監査において、町が支払うよう指摘があって、年度、電気料を支払うようになったとなっております。令和3年3月から令和6年6月までであります。これは、町に落ち度があったのか、県に落ち度があったのか。ちょっとお聞かせください。

○議長 町民課長。

○町民課長 このことの件についてでございますが、町としては、この新型コロナの感染のときにつきましては、ファイザー製のディープフリーザーの予算はずっと計上しております。年度末ごとに宮下病院と協議して、電気料はどうかという話をしたんですが、当初は宮下病院事務担当のほうから、電気料は要りませんということになったものから、補正で予算を通したというような経緯の行動はあります。

ただ、今年度、県のほうで県の監査のほうから指摘があったものから、我々としても一応、お話ししたんですけども、協議ということで今回計上させていただいて、支払

うという形にしました。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 ということは、監査に言われたから、払わなくちゃいけないというふうになったわけですが、最初は要らないと言われたわけですね。やっぱり、県から言われると払うしかない。そういうことですね。

○議長 町民課長。

○町民課長 県からの指導監査のあったから払わなくちゃいけないということっていうよりも、我々としても例えば、全く関与はしていないんですけども、今、こういう健康づくりで、こういう機械を町民センター、もう一つは病院のほうにも入れさせていただいて、その分の電気料は、私たち納めて、払っているんです。そういった経緯から、今回ディープフリーザーについても、我々のほうで電気料ということで話をしていたんですが、病院のほうのコロナ対策という一環の中で行っている事業なのでっていうのが、そういう勘違いを起こして、こういうふうに払わなくていいというような指示があったのかなというところもあるので、我々としても払わなくちゃならないということも考えておりますので、今回、県と協議してお支払いしますという形で、補正計上させていただいたという形です。

○議長 ほかに質疑ございませんか。3番菅家三吉議員。

○3番 歳出10ページ、3番土木費の住宅管理費の中で、需用費で176万修繕料とあります。上ノ原の住宅の修繕と、事前にお伺いしております。今回、利用者がお亡くなりになって、内部のほう、部屋の中の改修と承知しておりますけれども、今現在、町の上ノ原住宅をはじめ町の住宅、ご利用されていると思うんですけども、今現在例えば、今回のようなケース、例えば身寄りのない方の最終的にお亡くなりになってしまいましたけれども、そういうときに、責任、何ていうんですかね、こうやって修繕が発生した場合の責任の有無というか、今現状、契約上どんなふうになっているかお聞きしたいんですけども。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 まず一般的な考え方から申し述べますが、まず民間と同じような考え方で、敷金というものを町では取れるように、条例で定めております。これ最大3か月なんですけれども、現在は取っておりません。例えば、敷金を取っている例で言えば、取ってあればそこから、いわゆる退去の際に修繕費とか頂くということも可能です。

ただ、一般的ないわゆる消耗、住んでいての畳のそじとか、そういった部分につきましては、民間であれば負担いただかないんですけども、役場のいわゆる町営住宅の場合は、退去する際はまず少なくとも畳の表替え、そして、障子があれば障子の替えとか、そういったところは最低限負担していただくということになってございます。そのほか、例えば入居者の著しい過失により損傷した、例えば壁に穴開けてしまったとか、あとちょっと見られるのはカビ、いわゆるカビが生えてきているのを分かっている、そのまま放置して例えばもう真っ黒に壁全体、クロスがもう駄目になっちゃったという場合なんかは、それはもう著しい過失として修繕いただくというようなことでやっております。その際には、いわゆるまずご負担いただくのと、あともし、その方が退去の際に負担できないような状況であれば、いわゆる連帯保証人という方を、入居の際に立てていただいております。その方

に最終的にはご負担いただくということになります。

ただ、今回の場合でいきますと、対象者が生活保護の方でご親族もいらっしやらないということでしたので、今回の場合はやむを得ず、町のほうで負担して修繕させていただくというような形で、予算のほう上げさせていただいたという経緯でございます。

○議長　ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより、議案第46号、令和6年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長　日程第4、議案第47号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番大竹克昌議員。

○6番　質疑ではないんですけれども、国保ヘルスアップ事業の見直しということで、説明願います

○議長　町民課長。

○町民課長　今回の補正予算の減額につきましては、今ほど、議員おっしゃるとおり、ヘルスアップ事業の見直しという形でさせていただきました。主な内容としましては、まず報奨金で64万4,000円を減額しておりますが、こちらにつきましては、健診後指導事業を外部の保健師、栄養士に依頼するというようなことで予算計上していたんですが、今回、当職の保健師、栄養士等で十分対応できたということがありますので、報償金を減額しております。また、旅費についても同じくでございます、保健指導等研修に行く予定がないというようなこともありますので、旅費も減額しているということでございます。

逆に、計上しているものにつきましては、マルチマーカーのサーバー移行業務については、こちらのほうサーバーの見直し、見積り見直しになりまして、利用可能になったということで、賃借料から委託料に計上し直しているものでございます。それで賃借料のほうを減額しているというようなことでございまして、主な内容としましては、外部指導者等の依頼等につきましては、現職の今の町職員で保健師が対応できたことによりますので、それに伴う減額という形で、見直しという形で減額補正させていただいたということで

ざいます。

- 議長　ほかに質疑ありませんか。8番五十嵐健二議員。
- 8番　確認なんですけれども、一応、計画で上げたそのヘルスアップ事業が、町の役場職員の方で対応できるというような形での減額だというふうに、理解はできるんですけれども、最初に、やはり計画に上げたのには、やはりそういった事業にしようという形での予算化ではないのかなと思うんですけれども、どうして途中から役場職員で対応できるので、それをやらないというふうに決めたのか。その辺のところお伺いします。

○議長　町民課長。

- 町民課長　確かに、五十嵐健二議員おっしゃるとおりで、当初の積算の甘い部分があるのかと言われると、確かにそのとおりかなと思いますが、我々業者、内部でこのヘルスアップ事業の職員同士で打合せをした際に、やはりこれは外部の先生呼ばなくても、地元の保健師で対応することができるんじゃないかという形で、内部で調査、協議しまして、それで結局、結果、予算を落としたという形を取らせていただきました。

確かに、議員おっしゃるとおり、当初積算が甘いのではないかというところはおっしゃるとおりでございますので、今後、十分精査しながら、予算管理に努めていきたいと思っております。

- 議長　ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

- 議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

- 議長　討論を終わります。

これより、議案第47号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の審議(説明・質疑・討論・採決)

- 議長　日程第5、議案第48号、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

- 議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

- 議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第48号、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎散会

○議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時51分)